

大蔵村障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	大蔵村
任命権者	大蔵村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
大蔵村における障害者雇用に関する課題	大蔵村における実雇用率は法定雇用率以上となっているが、今後も継続して雇用率を達成していく必要がある。 本庁舎は障害を持つ職員に配慮した環境（エレベーターや多目的トイレの設置等）が整っていない。
目 標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 各年度6月1日時点において法定雇用率以上を達成する （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：3.06% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	なし
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○相談窓口を設置する。 	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<ul style="list-style-type: none"> ○適宜面談等を実施し、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 	
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労施設等からの物品等の販売に対して購入を促進し、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 	